

# N I S Aのお申込みについて

平成30年に非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、平成30年10月31日（水）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき税務署への非課税適用確認書の交付申請や当金庫における非課税口座開設に必要な各種帳票類及び租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただく必要があります。詳しくは下記又は店頭窓口までお問い合わせください。

営業店支援部      054-629-1130

商号：焼津信用金庫    登録金融機関：東海財務局長（登金）第69号